

山梨県公報

第三百二十号

令和四年

九月二十九日

木曜日

目次

告示

○保安林の指定の予定……………	五〇七
○一の敷地内にあるものとみなされる建築物以外の建築物の位置及び構造が安全上、防火上及び衛生上支障がない旨の認定……………	五〇七
○建築基準法に基づく道路位置指定……………	五〇七
○職員の駐在に関する規程の一部を改正する訓令……………	五〇八
○随意契約の相手方の決定について……………	五〇八
○令和三年度における人事行政の運営の状況について……………	五〇八
○令和三年度における人事委員会の業務の状況について……………	五二〇
○公共測量の実施(三件)……………	五二七
○開発行為及び公共施設に関する工事の完了について……………	五二七

告示

山梨県告示第二百二十号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

令和四年九月二十九日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 保安林の所在場所 甲州市大和町日影字古部土地五九七の二
- 指定の目的 土砂の流出の防備
- 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 次の森林については、主伐は、択伐による。
字古部土地五九七の二(次の図に示す部分に限る。)

- その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び甲州市役所に備え置いて縦覧に供する。)

山梨県告示第二百二十一号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第八十六条の二第一項の規定により、同法第八十六条第二項の規定により一の敷地内にあるものとみなされる建築物(以下「一敷地内認定建築物」という。)以外の建築物の位置及び構造が次の公告認定対象区域内の他の一敷地内認定建築物の位置及び構造との関係において安全上、防火上及び衛生上支障がないことを認定したので、同法第八十六条の二第六項の規定により次のとおり告示する。

令和四年九月二十九日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 認定番号 山梨県指令建住第二千七百四十九号一
- 公告認定対象区域 笛吹市石和町松本字神田三百四十一番一、三百四十二番一及び三百四十七番五
- 公告認定対象区域等を表示した図書の縦覧場所 山梨県県土整備部建築住宅課

山梨県告示第二百二十二号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定したので告示する。その関係図書は、山梨県峡東建設事務所に備え置いて縦覧に供する。

令和四年九月二十九日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 指定の年月日 令和四年九月十三日
- 指定道路の位置 笛吹市春日居町別田字花櫻町五百四十番四、五百四十二番五、五百四十二番九、五百六十六番二、五百六十六番三及び五百六十六番十
- 指定道路の幅員 最大六・三六メートル 最小六・〇〇メートル
- 指定道路の延長 百七・〇五メートル

訓令

山梨県訓令第十八号

本 出 先 機 関 庁

職員が駐在に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和四年九月二十九日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

職員が駐在に関する規程の一部を改正する訓令

職員が駐在に関する規程（昭和四十三年山梨県訓令甲第二十二号）の一部を次のように改正する。

別表中二十六の項を二十七の項とし、六の項から二十五の項までを一項ずつ繰り下げ、五の項の次に次の一項を加える。

六 消防保安課	緊急消防援助隊関係 東プロック合同訓練に関する業務	笛吹市石和町広瀬
---------	------------------------------	----------

附則

この訓令は、令和四年十月一日から施行する。

公 告

● 随意契約の相手方の決定について

次のとおり随意契約の相手方を決定した。なお、この公告は、二十二年三月三十日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された千九百九十四年四月十五日マラケシュで作成された政府調達に関する協定、経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定その他の国際約束の適用を受ける調達契約に係るものである。

令和四年九月二十九日

一 随意契約に係る物品等の名称、予定数量及び契約金額
山梨県知事 長 崎 幸太郎

名称

予定数量

契約金額

生活支援助物資	四千三百五十個	一万五千三百十一円（一個当たり）
配送用倉庫		六万六千円

二 契約に関する事務を担当する所属

- 名称 山梨県感染症対策センター新型コロナウイルス対策グループ
- 所在地 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号
- 随意契約の相手方を決定した日 令和四年七月二十二日
- 随意契約の相手方
 - 名称 株式会社クスのサンロード
 - 住所 山梨県甲府市後屋町四五二番地
- 契約の相手方を決定した手続 随意契約
- 随意契約によることとした理由 緊急の必要により競争入札に付することができなかったため（地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の二第一項第五号に該当）。

● 令和三年度における人事行政の運営の状況について

地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第五十八条の二第一項の規定により任命権者から令和三年度における人事行政の運営の状況について報告があったので、同条第三項の規定により次のとおり公告する。

令和四年九月二十九日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

山梨県人事行政の運営状況について

※特に区分が示されていない場合は、教育、警察、企業局等すべてを合計した値

1 任用

(1) 任用形態別の職員数の状況

(各年4月1日現在)

部 門		区 分	職 員 数		
			令和3年	令和2年	前年増減数
一般行政部門	正式任用		2,955	2,946	9
	再任用職員(常勤)		46	40	6
	任期付職員(常勤)		17	14	3
	小 計		3,018	3,000	18
教育・警察部門	正式任用		9,129	8,870	259
	再任用職員(常勤)		274	237	37
	任期付職員(常勤)		235	187	48
	小 計		9,638	9,294	344
公営企業等会計部門	正式任用		133	134	▲ 1
	再任用職員(常勤)		3	4	▲ 1
	任期付職員(常勤)				
	小 計		136	138	▲ 2
合 計			12,792	12,432	360

※1 職員数は一般職に属する職員数であり、地方公務員の身分を保有する退職者、特定地方独立行政法人以外への派遣職員等を含み、会計年度任用職員及び再任用短時間勤務職員を除いている。以下同じ。

※2 令和2年4月1日に施行された改正地方公務員法により、臨時的任用職員の取扱いが変更となったことに伴い、令和2年4月1日現在の教育・警察部門における正式任用の職員数が大幅に減少。
また、育児休業や配偶者同行休業取得者の代替任用となる教育・警察部門における任期付職員数が大幅に増加。

(2) 職員の採用及び退職等の状況

(令和3年度)

職種	採用	退 職				合 計
		定年	勸奨	自己都合	その他	
一般行政職	169	121	13	34	15	183
医 療 職	13	2	3	9	0	14
技能労務職	0	11	1	1	0	13
教 育 職	326	277	37	48	41	403
公 安 職	57	26	2	17	20	65
合 計 (構成比%)	565	437 (64.5%)	56 (8.3%)	109 (16.1%)	76 (11.2%)	678 (100%)

※1 「その他」には、死亡等が含まれる。

※2 構成比は、端数処理のため合計が一致しない場合がある。

(3) 職員の昇任及び降任の状況

(令和3年度)

職種	区分	昇 任			降 任
		部長次長級	課長級	左記以外	
一般行政職		34	81	417	1
教 育 職		2	76	86	0
公 安 職		4	9	102	2
合 計		40	166	605	3

※1 教育職については、校長相当職を「課長級」へ、教頭相当職を「左記以外」へ計上

※2 公安職については、部室長相当職を「部長次長級」へ、所属長相当職を「課長級」へ計上

(4) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

部門	区分	職員数		対前年 増減数	主な増減理由
		令和3年	令和2年		
一般行政部門	議会	22	22	0	
	総務企画	585	577	8	グリーン・ゾーン認証制度普及体制の整備等による増
	税務	103	102	1	税務システム運用維持管理業務への対応
	民生・衛生	788	776	12	感染症対策の体制強化等による増
	商工・労働	261	263	▲2	欠員等
	農林水産	705	706	▲1	欠員等
	土木	554	554	0	
	小計	3,018	3,000	18	
教育・警察部門	教育	7,675	7,321	354	臨時的任用職員の増等
	警察	1,963	1,973	▲10	欠員等
	小計	9,638	9,294	344	
公営企業等会計部門	病院	0	0	0	
	その他	136	138	▲2	担当の統合等による減
	小計	136	138	▲2	
合計		12,792	12,432	360	

- ※1 職員数は一般職に属する職員数であり、地方公務員の身分を保有する退職者、特定地方独立行政法人以外への派遣職員等を含み、会計年度任用職員及び再任用短時間勤務職員を除いている。
- ※2 令和2年4月1日に施行された改正地方公務員法により、臨時的任用職員の取扱いが変更となったことに伴い、令和2年4月1日現在の教育・警察部門における正式任用の職員数が大幅に減少。

(5) 定員適正化計画の概要

平成19年4月1日時点における総職員数を、平成23年4月1日までの5年間で4.2% (633人) 純減する目標としていたが、削減目標を上回る5.3% (794人) の純減を達成した。
引き続き、簡素で効率的な組織づくりを進め、県民サービスを十分に確保しつつ人件費を抑制し、効率的な行政運営を図る観点から職員数の適正な管理を進めていく。

2 給与

(1) 人件費の状況 (決算額) [普通会計+公営企業会計]

区分	住民基本台帳人口 (年度末)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 (B/A)
		千円	千円	千円	%
令和3年度	R4.3.31 796,416人	578,539,884	▲1,068,273	117,218,631	20.3%

(2) 職員給与費の状況 (予算額) [普通会計+公営企業会計]

区分	職員数 A	給与費				一人当たり給与費 B/A
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
	人	千円	千円	千円	千円	千円
令和4年度	13,223	54,154,074	9,819,491	20,957,346	84,930,911	6,423

※ 職員手当には退職手当を含まない。

(3) ラスパイレス指数の状況

区分	令和3年4月1日		
	指数	(参考) 全国県平均	指数
山梨県	100.4		99.9

※ ラスパイレス指数は、地方公共団体の一般行政職の給料月額と国の行政職俸給表(一)の適用職員の俸給額とを、学歴別、経験年数別にラスパイレス方式により対比させて比較し算出したもの。(国を100として比較)

(4) 職員の平均給料月額、平均給与月額及び平均年齢の状況

(令和3年4月1日現在)

区分	一般行政職			教育職 (小中高等学校教員)			公安職		
	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢
山梨県	円 331,674	円 411,337	歳 43.2	円 366,157	円 409,330	歳 44.8	円 318,537	円 423,904	歳 37.2

※ 平均給与月額は、給料月額に諸手当（期末手当、勤勉手当及び寒冷地手当を除く。）を加え、対象職員数で除した。

(5) 職員の初任給の状況

(令和3年4月1日現在)

区分		山梨県		国	
		決定初任給	採用2年経過日給料額	決定初任給	採用2年経過日給料額
一般行政職	大学卒	190,115円	201,399円	182,200円	193,900円
	高校卒	156,061円	165,935円	150,600円	158,900円
教育職 (小中学校)	大学卒	212,381円	224,874円	—	—
	高校卒	167,345円	180,745円	—	—
教育職 (高等学校)	大学卒	212,381円	224,874円	—	—
	高校卒	167,345円	180,745円	—	—
公安職	大学卒	217,418円	230,012円	211,400円	224,100円
	高校卒	185,077円	198,376円	173,400円	185,400円

(6) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況

(令和3年4月1日現在)

区分		経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
一般行政職	大学卒	267,794円	316,981円	358,575円
	高校卒	220,855円	253,809円	287,162円
教育職	大学卒	312,475円	356,910円	389,275円
	高校卒	該当者なし	該当者なし	該当者なし
公安職	大学卒	290,004円	333,710円	379,788円
	高校卒	260,180円	305,336円	347,513円

※ 経験年数とは、卒業後直ちに採用され引き続き勤務している場合は、採用後の年数をいう。

(7) 一般行政職の級別職員数の状況

(令和3年4月1日現在)

区分	標準的な職務内容	職員数(人)	構成比	1年前の職員数	1年前の構成比	5年前の職員数	5年前の構成比
9級	部長	20	0.6%	20	0.6%	16	0.5%
8級	次長	57	1.7%	65	1.9%	59	1.7%
7級	課長・参事	86	2.5%	76	2.3%	81	2.4%
6級	課長・主幹	773	22.9%	812	24.2%	887	26.1%
5級	課長補佐	496	14.7%	487	14.5%	430	12.7%
4級	主査・副主査	629	18.6%	666	19.8%	759	22.4%
3級	主任	556	16.5%	519	15.5%	466	13.7%
2級	主事・技師	438	13.0%	404	12.0%	408	12.0%
1級	主事・技師	320	9.5%	310	9.2%	288	8.5%
一般行政職職員数		3,375	100.0%	3,359	100.0%	3,394	100.0%

- ※1 山梨県の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数
 ※2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務
 ※3 構成比は、端数処理のため合計が一致しない場合がある。

(8) 職員手当の状況

区 分	山 梨 県				国			
期末手当	(令和3年度支給割合)				(令和3年度支給割合)			
	6月期	1.275 月分 (0.725) 月分	勤勉手当 0.95 月分 (0.45) 月分		6月期	1.275 月分 (0.725) 月分	勤勉手当 0.95 月分 (0.45) 月分	
	12月期	1.125 月分 (0.625) 月分	0.95 月分 (0.45) 月分		12月期	1.125 月分 (0.625) 月分	0.95 月分 (0.45) 月分	
勤勉手当	計	2.4 月分 (1.35) 月分	1.9 月分 (0.9) 月分		計	2.4 月分 (1.35) 月分	1.9 月分 (0.9) 月分	
退職手当	(支給率)	自己都合	勸奨・定年		(支給率)	自己都合	勸奨・定年	
	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分		勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	
	勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分		勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	
	勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分		勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	
	最高限度額	47.709 月分	47.709 月分		最高限度額	47.709 月分	47.709 月分	
	その他の加算措置	無			その他の加算措置	無		
退職時特別昇給	無			退職時特別昇給	無			
1人当たり平均支給額	2,812千円	22,029千円						

- ※1 ()内は、再任用職員に係る支給割合
- ※2 退職手当の1人当たり平均支給額は、前年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額
- ※3 国における令和3年度12月期の支給割合引下げ分は令和4年度6月期から減額

特殊勤務手当 (令和3年度)	区 分	全 職 種
	職員全体に占める手当支給職員の割合	
職員1人当たり平均支給年額		40,514 円
手当の種類(手当数)		38
手 当 の 名 称		
税務手当 社会福祉業務従事手当 防疫等作業手当 医師診療実験従事手当 種雄牛馬取扱手当 爆発物取扱手当 と畜業務従事手当 夜間看護手当 有害薬物取扱手当 放射線取扱手当 危険現場作業手当 ダム管理作業手当 用地交渉手当 保健衛生業務従事手当 災害出動手当 道路上作業手当 多学年学級担当手当 教員特殊業務手当 教育業務連絡指導手当 私服作業 手当 鑑識作業手当 看守、護送手当 警ら手当 夜間特殊作業手当 交通警察業務手当 死 体処理手当 救助捜索手当 航空手当 銃器犯罪捜査従事手当 身辺警護等作業手当 自動車整 備業務従事手当 特殊自動車運転等作業手当 企業従事手当 等		

- ※1 普通会計決算及び公営企業会計決算の人件費の状況のうち特殊勤務手当を記載
- ※2 職員1人当たり支給年額は、当該年度給与実態調査の普通会計+公営企業会計の人数で除した数値

時間外勤務手当	支 給 総 額	2,411,254 千円
	職員1人当たり支給年額	412 千円

- ※1 普通会計決算と公営企業会計決算を合算し、人件費の状況のうち時間外勤務手当を記載
- ※2 職員1人当たり支給年額は、当該年度給与実態調査の一般職員+警察官の人数で除した数値

	内 容	国の制度との異同
扶養手当	1 配偶者 行政職7級相当以下 月額 6,500円 行政職8級相当 月額 3,500円 行政職9級相当 月額 0円	1 国と同じ
	2 22歳未満の子(扶養親族たる子) 1人につき 月額 10,000円 ※ 16歳から22歳までの子に対しては1人月額5,000円の加算措置	2 国と同じ
	3 配偶者以外の扶養親族(2を除く) 1人につき 行政職7級相当以下 月額 6,500円 行政職8級相当 月額 3,500円 行政職9級相当 月額 0円 ※ 配偶者以外の扶養親族の範囲 22歳未満の孫、60歳以上の父母及び祖父母、 22歳未満の弟妹、重度心身障害者	3 国と同じ

住居手当	<p>1 職員の居住する借家・借間 自ら借り受け居住している住居で月額16,000円を超える家賃を負担している職員</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 家賃27,000円以下 家賃額－16,000円 ・ 家賃27,000円を超え、61,000円未満 (家賃額－27,000円) × 1/2 + 11,000円 ・ 家賃61,000円以上 28,000円 (支給限度額) <p>※ 100円未満は切り捨て ※ 令和2年4月1日施行の住宅手当の改正に伴う 激変緩和措置として、手当額が2,000円を超える減額となる職員については、令和3年3月31日までの間、経過措置が設けられていた。</p> <p>2 単身赴任手当受給者で配偶者等が居住する借家又は借間に対し月額16,000円を超える家賃又は間代を支払っている職員 1の1/2の額 ※ 支給限度14,000円</p>	<p>1 国と同じ</p> <p>2 国と同じ</p>
通勤手当	<p>1 交通機関を利用する場合 徒歩通勤した場合に片道2km以上ある職員が、交通機関での通勤を常例とする職員</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 1ヶ月運賃等が55,000円以下の場合 職員が負担している運賃等 ・ 1ヶ月運賃等が55,000円を超える場合 55,000円 + (1ヶ月運賃等－55,000円) × 1/2 <p>※ 1ヶ月運賃等：6ヶ月定期券の1ヶ月当たりの価額又は回数券等の安価な額で算定</p> <p>2 自動車等を利用する場合 徒歩通勤した場合に片道2km以上ある職員が、乗用車等での通勤を常例とする職員</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 四輪自動車 前年1月から12月までのガソリン等の平均価格を次年度の通勤手当額に反映 通勤距離に応じて2km以上81km未満は、3,000円～36,400円 (81km以上は、37,310円が限度額) ・ 自転車を除く二輪車 二輪車の距離区分に対応する四輪自動車の最低の手当額を適用 通勤距離に応じて2km以上60km未満は、2,000円～25,480円 (60km以上は27,300円が限度額) ・ 自転車 2km以上5km未満は2,000円 (5km以上は4,200円が限度額) <p>3 1及び2を併用する場合 1及び2によりそれぞれ算出した額の合計額</p> <p>4 特急等を利用する場合 異動や新規採用等による通勤困難者に特急利用料金等の1/2を1～3で算出した通勤手当額に加算支給</p> <p>※ 特急利用料金等 JR特急料金及び高速道路等有料道路の利用料金</p> <p>5 駐車場を利用する場合 通勤のため四輪の自動車を使用し、有料駐車場を利用する場合、1月当たりの駐車料金の相当する額の1/2を1～4で算出した通勤手当額に加算支給 (限度額3,000円)</p>	<p>1 55,000円超過分の支給無し</p> <p>2 四輪自動車と四輪自動車以外の区分無し 使用距離区分が相違 ※ 2km以上60km未満2,000円～29,800円 (60km以上は31,600円が限度額)</p> <p>3 国と同じ</p> <p>4 新規採用者は支給対象外 20,000円が限度額</p> <p>5 国は制度無し</p>

(9) 義務教育諸学校の教員給与の一般行政職に対する優遇度の状況 (令和3年4月1日現在)

高等学校教育職 (給料、教職調整額及び 義務教育等教員特別手当 の平均月 額)	小・中学校教育職 (給料、教職調整額及び 義務教育等教員特別手当 の平均月 額)	一般行政職 (給料及び給料の調整 額の平均月額)	一般行政職を100とした 場合の教員の比率	
			高等学校 教育職	小・中学校 教育職
A 402,898 円 47.3 歳	B 367,248 円 43.1 歳	C 332,886 円 42.8 歳	110.1	109.3

※1 この表は、学校教育の水準の向上のための義務教育諸学校の教育職員の人材確保に関する特別措置法第3条に基づき、義務教育諸学校(小学校、中学校、中等教育学校の前期課程又は盲学校、ろう学校若しくは特別支援学校の小学部若しくは中学部)の教員の給与の優遇措置の状況を明らかにするもの

※2 「一般行政職を100とした場合の教員の比率」とは、教員と一般行政職の給与を学歴別、経験年数別に対応させ、パーシェ方式により比較したもの

(10) 特別職の報酬等の状況 (令和3年4月1日現在)

区 分		給 料 月 額 等
給 料	知 事	1,250,000 円
	副 知 事	960,000 円
	公営企業管理者	810,000 円
	教 育 長	890,000 円
報 酬	議 長	910,000 円
	副 議 長	820,000 円
	議 員	770,000 円
期 末 手 当	知 事	(令和3年度支給割合)
	副 知 事	6月期 1.675 月分
	公営企業管理者	12月期 1.575 月分
	教 育 長	計 3.25 月分
	議 長	(令和3年度支給割合)
	副 議 長	6月期 1.675 月分
議 員	12月期 1.575 月分	
計	3.25 月分	
退 職 手 当	知 事	(算定方式) (在職期間)
	副 知 事	給料月額(円) × 在職月数 × 50.2 / 100 (同一職通算)
	公営企業管理者	× 36.7 / 100 (同一職通算)
	教 育 長	× 23.2 / 100 (同一職通算)
		× 22.2 / 100 (同一職通算)

3 勤務時間及び休業

(1) 一般職員の年次有給休暇の使用状況 ※令和3年1月1日～令和3年12月31日の平均使用日数

知事部局：12.1日 教育委員会（県立学校教員含む）：8.8日
警察部局：12.0日 企業局：14.6日

(2) 育児休業及び部分休業の取得状況 (令和3年度)

	取得者数			当該年度中に新たに取得可能となった職員			
	育児休業	部分休業	短時間勤務	(育児休業等対象者数)	うち育児休業	うち部分休業	うち短時間勤務
男性職員	17 1	0 0	4 0	314	14	0	3
女性職員	247 314	36 41	4 0	247	247	0	0
合計	264 315	36 41	8 0	561	261	0	3

※ 「取得者数」欄の上段は、当該年度に新たに取得した者、下段は、前年度以前から引き続き取得している者の数
なお、上段には当該年度中に取得可能となり取得した者のほか、前年度以前に取得可能となり当該年度から新たに取得した者が含まれるので、「当該年度中に新たに取得可能となった職員」欄における該当各項目と必ずしも一致するものではなく、また下回ることではない。

(3) 介護休暇の取得状況 (令和3年度)

	取得者数 (計)	休暇の取得形式		
		全日型中心	時間型中心	その他
取得者数	11	11		

(4) 介護時間の取得状況 (令和3年度)

	取得者数 (計)	承認期間					
		6月以下	6月超 1年以下	1年超 1年6月以下	1年6月超 2年以下	2年超 2年6月以下	2年6月超
取得者数	1	1					

(5) 自己啓発等休業の取得状況 (令和3年度)

	取得者数 (計)	取得事由	
		大学等の 過程の履修	国際貢献 活動
取得者数	1 1	1	1

※ 上段は、当該年度に新たに取得した者、下段は、前年度以前から引き続き取得している者の数

(6) 配偶者同行休業の取得状況 (令和3年度)

	取得者数 (計)	配偶者が外国に滞在する理由			
		外国での勤務	事業経営その他個人が 業として行う活動	外国の大学における 修学	その他
取得者数	1 1	1			

※ 上段は、当該年度に新たに取得した者、下段は、前年度以前から引き続き取得している者の数

(7) 修学部分休業及び高齢者部分休業の取得状況 (令和3年度)

修学部分休業 の取得者数	0 0	高齢者部分休業の 取得者数	0 0
-----------------	--------	------------------	--------

※ 上段は、当該年度に新たに取得した者、下段は、前年度以前から引き続き取得している者の数

4 分限及び懲戒

(1) 分限処分者数

(令和3年度)

降任	免職	休職	降給	合計	失職
		213		213	

※1 対象職員は、一般職に属するすべての職員

※2 分限処分者数

ア 当該年度中に休職期間が更新された者を新たに休職処分に付された者とみなしている。

イ 失職制度は広義の分限として位置付けられるものであるため、欠格条項に該当する者を分限処分に付された者とみなしている。

(2) 処分事由別分限処分件数

(令和3年度)

区 分	降任	免職	休職	降給	合計	失職
勤務実績が良くない場合 (法第28条第1項第1号)						
心身の故障の場合 (法第28条第1項第2号、第2項第1号)			212		212	
職に必要な適格性を欠く場合 (法第28条第1項第3号)						
職制等の改廃等により過員等を生じた場合 (法第28条第1項第4号)						
刑事事件に関し起訴された場合 (法第28条第2項第2号)			1		1	
条例に定める事由による場合 (法第27条第2項)						
合 計			213		213	
法第28条第4項により失職した者						

※ 法とは地方公務員法をいう。

(3) 懲戒処分者数

(令和3年度)

戒告	減給	停職	免職	合計
4	3	5	4	16

(4) 処分事由別懲戒処分件数

(令和3年度)

区 分	戒告	減給	停職	免職	合計
法令違反 (法第29条第1項第1号)	1	3	4	1	9
職務上の義務違反又は怠慢 (法第29条第1項第2号)	1				1
全体の奉仕者たるにふさわしくない非行 (法第29条第1項第3号)	2		1	3	6
合 計	4	3	5	4	16

※ 法とは地方公務員法をいう。